

農業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

農業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 農業協同組合法施行細則(昭和39年岩手県規則第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 様式第14号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(7) [略] (8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] | 様式第14号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(7) [略] (8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] |
| 様式第15号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(4) [略] (5) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] | 様式第15号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(4) [略] (5) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] |
| 様式第27号(第14条関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(7) [略] (8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] | 様式第27号(第14条関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(7) [略] (8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

(認定農業者育成確保資金利子補給規則の一部改正)

第2条 認定農業者育成確保資金利子補給規則(平成10年岩手県規則第120号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------|------------------|
| (利子補給の対象及び利子補給率) | (利子補給の対象及び利子補給率) |

第3条 利子補給の対象となる認定農業者育成確保資金の貸付限度額は1,800万円とし、その種類、償還期限及び据置期間は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。

| 資金の種類 | 償還期限 | 据置期間 |
|---|--|------|
| 1 農舎、畜舎、蚕室、 <u>農産物乾燥施設、たい肥舎、農産物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。以下同じ。）</u> に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 15年（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する認定就農者が同法第2条第2項に規定する認定就農計画に従って就農するのに必要な資金（以下「特定資金」という。）にあっては、17年）以内 | [略] |
| [略] | | |

第3条 利子補給の対象となる認定農業者育成確保資金の貸付限度額は1,800万円とし、その種類、償還期限及び据置期間は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。

| 資金の種類 | 償還期限 | 据置期間 |
|---|---|------|
| 1 農舎、畜舎、蚕室、 <u>農産物乾燥施設、堆肥舎、農産物育成管理用施設、サイロ、堆肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧柵、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。以下同じ。）</u> に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 15年（ <u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日前に貸し付けられた同法第4条の規定による廃止前の</u> 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する認定就農者が同法第2条第2項に規定する認定就農計画に従って就農するのに必要な資金（以下「特定資金」という。）にあっては、17年）以内 | [略] |
| [略] | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

（新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則の一部改正）

第3条 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第116号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる新しいわて水田農業確立推進資金の貸付限度額は2,250万円とし、その種類、償還期限及び据置期間は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。ただし、2</p> | <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給の対象となる新しいわて水田農業確立推進資金の貸付限度額は2,250万円とし、その種類、償還期限及び据置期間は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。ただし、2</p> |

以上の種類の新しいわて水田農業確立推進資金を同時に貸し付ける場合の償還期限及び据置期間は、当該貸付けに係る新しいわて水田農業確立推進資金の種類のうち償還期限の欄又は据置期間の欄に掲げる期間の最も長いのに係る当該期間とする。

| 資金の種類 | 償還期限 | 据置期間 |
|---|--|------|
| 1 農機具その他麦、大豆等の生産に必要な施設の改良、復旧又は取得に必要な資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 15年（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する認定就農者が同法第2条第2項に規定する認定就農計画に従って就農するのに必要な資金（以下「特定資金」という。）にあっては、17年）以内 | [略] |
| [略] | | |

以上の種類の新しいわて水田農業確立推進資金を同時に貸し付ける場合の償還期限及び据置期間は、当該貸付けに係る新しいわて水田農業確立推進資金の種類のうち償還期限の欄又は据置期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

| 資金の種類 | 償還期限 | 据置期間 |
|---|---|------|
| 1 農機具その他麦、大豆等の生産に必要な施設の改良、復旧又は取得に必要な資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 15年（ <u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日前に貸し付けられた同法第4条の規定による廃止前の</u> 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する認定就農者が同法第2条第2項に規定する認定就農計画に従って就農するのに必要な資金（以下「特定資金」という。）にあっては、17年）以内 | [略] |
| [略] | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。